

2024年8月

お客様各位

新潟県労働金庫

グループ・サークルによる口座開設の受付中止について

日頃より〈新潟ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

金融機関には、預金保険法にもとづき、預金保険で保護される預金額を確定するための情報を整備することが義務付けられているほか、マネー・ローンダリング対策等の観点から、預金口座を厳格に管理することが求められています。

このような背景から、今般、グループ・サークルによる口座開設の受付を中止させていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

お客様にはご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新規口座の取扱い

2024年10月1日（火）より、グループ・サークル名義による口座開設の受付を中止し、個人名義口座として受付をさせていただきます。

なお、書類のご提出により、権利能力なき社団・財団の要件（※）を満たすことを確認できる場合は、これまでどおり、団体扱いの口座として開設が可能です。

（※）権利能力なき社団・財団の要件

以下のすべての要件を備える必要があります。

- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること
- ④ その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理など団体としての主要な点が確定していること
- ⑤ 団体所有の資産について、構成員が持分を主張したり、分割請求することを認めていないこと

《ご留意事項》

- ・団体扱いの口座開設にはお時間（1カ月程度）をいただく場合がございます。
- ・別途、追加で書類の提出等をお願いする場合がございます。
- ・総合的判断により、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. 既存口座の取扱い

既存のグループ・サークル名義の口座についても、2025年2月3日（月）以降に代表者変更を行う際、個人口座または権利能力なき社団・財団の口座に切り替えをお願いいたします。

なお、代表者変更が発生しない場合は、当面、これまでどおりご利用いただけます。

3. その他

ご不明な点はお取引店にお問合せください。

以上